

議案第六十四号

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港区長 清 家 愛

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

港区奨学資金に関する条例（昭和三十四年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第三条の二第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号中「の数」を「及びこれに準ずる者として区長が認める者の数の合計」に改め、同条第二項中「第十条第二項第三号イ(1)」を「第十条第二項第四号イ(1)」に改め、同条第三項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区奨学資金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の二第一項第二号の規定は、令和七年四月一日から

適用する。

2 改正後の条例第三条の二第一項第二号の規定を適用する場合には、この条例による改正前の港区奨学資金に関する条例第三条の二第一項及び第三項の規定に基づいて給付された奨学金は、改正後の条例第三条の二第一項及び第三項の規定による奨学金の内払とみなす。

（説明）

給付型奨学金の対象となる多子世帯に該当する世帯の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。